

参 考

「多摩の拠点整備基本計画」の策定に係る核都市連絡会議等の経過

平成 19 年 11 月 12 日	核都市連絡会議（都及び関係市で構成）（専門部会） ・ 新たな時代に対応した多摩の都市づくりの調査
平成 20 年 8 月 11 日	核都市連絡会議（専門部会） ・ 「多摩の拠点整備基本計画」の作成方針
平成 21 年 2 月 10 日	核都市連絡会議（専門部会） ・ 核都市の整備方針、整備プロジェクト等
平成 21 年 4 月 20 日	核都市連絡会議（幹事会） ・ 核都市の整備方針、整備プロジェクト等
平成 21 年 5 月 8 日	生活拠点に係る 8 市説明会 ・ 生活拠点の整備の考え方、整備プロジェクト等
平成 21 年 5 月 18 日	東京都市長会（役員会） ・ 「多摩の拠点整備基本計画（骨子案）」の報告
平成 21 年 5 月 25 日	東京都市長会 ・ 「多摩の拠点整備基本計画（骨子案）」の報告
平成 21 年 5 月 26 日	「多摩の拠点整備基本計画（骨子案）」の公表
平成 21 年 7 月 24 日 ～ 8 月 6 日	「多摩の拠点整備基本計画（素案）」の都民意見募集
平成 21 年 8 月 10 日	核都市連絡会議（幹事会） ・ 「多摩の拠点整備基本計画」の取りまとめ

用語の説明

あ行

語句	説明
運輸政策審議会答申第 18 号	国の運輸政策審議会が、2000 年(平成 12 年)1 月 27 日に出した、「東京圏における高速鉄道を中心とする交通網の整備に関する基本計画について」の答申。目標年次は 2015 年(平成 27 年)で、「目標年次までに整備を推進すべき路線」である A 路線として、「目標年次までに開業することが適当である路線 (A 1)」及び「目標年次までに整備着手することが適当である路線 (A 2)」を示している。また、「今後整備について検討すべき路線」として B 路線を、さらに、「既設路線の改良等の事業」として、貨物線の旅客線化、相互直通運転化、鉄道駅の改良、信号保安施設の改良といった既設路線の改良等を示している。
青梅業務核都市基本構想	青梅市を業務核都市として整備していくため、2009 年(平成 21 年)に多極分散型国土形成促進法に基づき策定された基本構想。整備の方針、業務施設集積地区の区域、中核的施設、整備に際しての配慮事項などを定めている。

か行

業務核都市	東京都市圏において、東京中心部への一極集中を是正しバランスのとれた圏域構造にするため、自立性の高い地域の中心として業務機能を始めとした諸機能を集積させる中核となる都市
-------	---

さ行

市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域において、市街化を抑制すべき区域とされ、宅地造成等の開発行為は原則としてできない。
市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物及び建築敷地の整備とあわせて公共施設の整備を行う事業。施行地区内の権利者の権利の変換方法の違いによって、第一種市街地再開発事業(権利変換方式)と第二種市街地再開発事業(管理処分方式)とに区分される。個人施行の場合を除き、都市計画決定を行い、都市計画事業として行われる。
市町村マスタープラン	都市計画法第 18 条の 2 に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針。東京都では、「区市町村マスタープラン」と称している。

語句	説明
	都市計画法に基づき、区市町村が定める。
「10年後の東京」計画	東京都が2006年（平成18年）に策定。2016年の東京の目指すべき姿と、それに向けた政策展開の方向性を示す都市戦略
新住宅市街地開発事業	人口集中の著しい市街地の周辺地域において、健全な住宅市街地の開発及び居住環境の良好な住宅地の大規模な供給を図ることを目的とした事業。事業の施行者は、原則として、地方公共団体、都市再生機構及び地方住宅供給公社

た行

多摩シリコンバレー	2006年（平成18年）に東京都が策定した「10年後の東京」計画において提示。大学や企業の研究機関が多く立地し、産業集積のポテンシャルも高い多摩地域を中心に埼玉県から神奈川県に至る広域多摩エリアにおいて、ITやエレクトロニクス、航空機産業、バイオなど高付加価値産業を集め、新産業・新事業の創出を促し、圏央道周辺に環状的に形成する産業拠点
多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）	多摩地域における都市計画道路の整備方針。多摩地域の都市計画道路について、整備の優先度を考慮して平成18年度から27年度までの10年間に優先的に整備すべき路線を選定した計画
地区計画	都市計画法に基づき、地区レベルの視点から、道路、公園等の配置・規模や建築物の用途・形態等について、地区の特性に応じたきめ細かい規制を行う制度
東京の都市づくりビジョン	東京都の都市づくりがめざす都市像や戦略に関する基本方針。2025年（平成37年）を目標年次とする。2001年（平成13年）に策定し、2009年（平成21年）に改定を行っている。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）	都市計画区域としてめざすべき全体像を、広域的かつ長期的視点から明示し、都市づくりの方向について示すもの。都市計画法に基づき、都道府県が定める。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更や、公共施設の新設又は変更に関する事業

は行

語 句	説 明
八王子・立川・多摩業務核都市基本構想	八王子、立川及び多摩の各市を業務核都市として整備していくため、2002年（平成14年）に多極分散型国土形成促進法に基づき策定された基本構想。整備の方針、業務施設集積地区の区域、中核的施設、整備に際しての配慮事項などを定めている。
複々線化	鉄道の軌道を、単一方向に対して2線ずつ、上下線で計4線設けること。

ま行

町田・相模原業務核都市基本構想	町田市と、神奈川県相模原市の両市を業務核都市として整備していくため、2004年（平成16年）に多極分散型国土形成促進法に基づき策定された基本構想。整備の方針、業務施設集積地区の区域、中核的施設、整備に際しての配慮事項などを定めている。
まちづくり交付金制度	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための制度。市町村が作成した都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象として、事業の費用に充当するための交付金が交付される。

ら行

連続立体交差化	市街地において、道路と交差している鉄道を一定区間連続して高架化又は地下化することで立体化を行うこと。
---------	--